

河 監 第 16 号  
令和 6年 8月 21日

河 合 町 長 森 川 喜 之 様  
河合町議会議長 疋 田 俊 文 様

河合町代表監査委員 宮 塚 治 好

河 合 町 監 査 委 員 坂 本 博 道

令和5年度河合町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに  
基金運用状況の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和5年度河合町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された基金運用状況を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度

河合町一般会計・特別会計  
歳入歳出決算審査意見書

河合町監査委員

# 目 次

## 令和5年度 河合町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査

第1	審査の対象	1
第2	審査期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1.	決算の総括	1
1)	決算の状況	1
(1)	決算額	1
(2)	会計間繰入金・繰出金の状況	2
2)	決算収支	2
(1)	一般会計	2
(2)	特別会計	3
3)	予算の執行状況	4
(1)	執行率	4
(2)	収入未済額及び不納欠損額	4
4)	財政の構造	5
(1)	一般会計歳入の構成	5
(2)	一般会計歳出の構成	5
5)	町債の償還状況	7
6)	財政の分析	8
2.	財産の状況	8
1)	公有財産	8
(1)	土地及び建物	8
(2)	動産、物件、無形財産権	9
(3)	有価証券	9
(4)	出資による権利	9
(5)	財産の信託の受益権	9
2)	物品	9
3)	債権	9
3.	基金の状況	9
4.	審査の結び	10

附属資料・・・補助金・委託料・交付金・負担金3期対比表

注記

1. 金額については、円・千円単位を原則として表示し、単位未満は四捨五入した。そのため差額又は合計金額を一部調整した。
2. 比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入した。

# 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

## 第1 審査の対象

令和5年度河合町 一般会計歳入歳出決算  
国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算  
下水道事業特別会計歳入歳出決算  
水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算  
介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算  
後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算  
財産の状況

## 第2 審査の期間

令和6年8月2日～7日(除3日、4日)

## 第3 審査の方法

審査に当っては、上記各会計歳入歳出決算書及び附属書類の関係法令との適合性、計数の成否について関係諸帳簿、証拠書類との照合を行い、予算の執行状況及び事務処理の適合等について関係職員から聴取し、併せて既に実施した定期監査及び例月出納検査の結果等も参考にして審査した。

## 第4 審査の結果

決算審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に基づいて調整されており、その計数は関係帳票類と照合した結果、誤りがないものと認めた。

また、予算執行は、その目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認めた。

### 1. 決算の総括

#### 1) 決算の状況

##### (1) 決算額

令和5年度の一般会計と特別会計及び純計の決算額は次のとおりである。

【一般会計、特別会計の決算額】 (単位：円)

	歳入	歳出
一般会計	8,479,747,697	8,465,641,135
特別会計	5,152,366,691	5,122,605,545
合計	13,632,114,388	13,588,246,680

【純計決算額】 (単位：円)

歳入	12,816,858,812
歳出	12,772,991,104

※各会計相互間の重複(繰入金、繰出金)を控除した全体会計の決算額

## 【決算の状況】

(単位:円・%)

区 分	決 算 額			対前年度 増減率	
	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	対前年度増減額		
決算額	歳入	13,632,114,388	12,775,780,633	856,333,755	6.7
	歳出	13,588,246,680	12,414,415,677	1,173,831,003	9.5
純計 決算額	歳入	12,816,858,812	12,048,199,002	768,659,810	6.4
	歳出	12,772,991,104	11,686,834,046	1,086,157,058	9.3

## (2) 会計間の繰出金と繰入金の状況

一般会計から特別会計への繰出金は814,028,576円で、前年度より増加し、特別会計から一般会計への繰入金は1,227,000円で、前年度より減少した。

## 【繰出金と繰入金の状況】

(単位:円)

区 分	款	令和5年度	令和4年度	対前年度増減額
一般会計の繰出金	民生費	481,204,465	461,938,769	19,265,696
	土木費	332,824,111	261,859,862	70,964,249
	合 計	814,028,576	723,798,631	90,229,945
特別会計からの繰入金		1,227,000	—	—

※土木費の「下水道事業繰出金」は、使用料見直し等による縮減が必要。

## 2) 決算収支

一般会計及び特別会計の収支状況は次表の通りであり、決算における歳入歳出差引額(形式収支)は3,867,708円で、翌年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支は36,394,708円である。

## 【会計別決算収支の状況】

(単位:円)

区 分	歳 入	歳 出	形式収支 (歳入歳出差引額)	翌年度に繰越 すべき財源	実質収支
総 計	13,632,114,388	13,588,246,680	43,867,708	17,473,000	36,394,708

## (1) 一般会計

## ①歳入

予算額8,974,272千円に対し決算額8,479,747千円で、執行率94.5%となり、前年度の93.9%より0.6%上回っている。款別決算額では町税が77,319千円減少したが、町税を除くその他の歳入額は820,334千円増額となっている。増額の主なものは、町債596,821千円、地方交付税85,632千円、国庫支出金83,591千円で、この3項目で増額の89.7%を占めている。財源別では町税等の自主財源は2,656,901千円で、歳入決算額の31.3%となり、自主財源に占める町税の割合は73.6%である。地方譲与税等の依存財源は5,822,847千円で、歳入決算額の68.7%となっている。合計では自主財源と依存財源との比率はおよそ1:2となっているが、生活保護負担金などの国庫支出金や地方交付税が増加し、依存財源の割合は上昇している。不納欠損額は439千円で、前年度より11,753千円減少している。収入未済額は169,698千円で、前年度より146,483千円減少している。収入未済額及び不納欠損額は、外部監査意

見による是正で、一般会計及び特別会計ともに減少が見られる。

## ②歳出

予算額8,974,272千円に対し、決算額8,465,641千円の執行率94.3%となり、前年度89.6%より4.7%上回った。款別決算額では総務費が273,925千円減少したが、衛生費146,826千円、農林商工費72,983千円、土木費724,460千円がそれぞれ増額となり、公債費は繰上償還108,603千円を含む1,319,808千円の歳出で、前年度より420,687千円増額となっている。その他民生費、議会費、消防費、教育費は5,000千円前後増減となっている。

## ③実質収支

歳入歳出の差引額は14,107千円で、前年度より342,920千円の減少となり、歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を差引きした実質収支は11,634千円で、前年度より324,990千円減少した。

## (2) 特別会計

### ①国民健康保険特別会計

被保険者が3,641人から3,559人に減少したことにより、決算額は前年度より30,887千円減少した。しかし、国保財政の大部分を占める保険給付費は、一人当たり376千円となり、前年度比2.1%増加となっている。国民健康保険税収納率は、現年分が令和4年度98.3%から令和5年度98.5%、過年度分が令和4年度26.6%から令和5年度27.4%で改善されている。

### ②住宅新築資金等貸付事業特別会計

前年度比で歳入は2,555千円の43.9%、歳出は2,296千円の47.5%、実質収支は259千円の26.1%となっている。令和5年度末の残債権額は64,691千円で、「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合」の令和7年3月31日解散後の債権回収事務が、今後の重要課題である。

### ③下水道事業特別会計

特定環境保全公共下水道事業建設費及び公債費等の減少により、令和5年度決算額は前年度比で歳入は12,534千円で1.8%減少、歳出は39,084千円で5.7%減少となっている。歳入歳出差引額は26,600千円となり、前年度に比較して26,550千円の増加となった。

### ④水洗便所改造資金貸付事業特別会計

前年度比で歳入は同額、歳出はゼロとなっている。

### ⑤介護保険特別会計(保険事業勘定)

前年度比で歳入は139,615千円の7.3%増額、歳出も同額の増額となっていて、増額の要因は国庫支出金31,460千円、支払基金交付金38,116千円、県支出金12,475千円、繰入金60,107千円の増加である。内増加繰入金は基金を充当している。歳出については、保険給付費が108,837千円増加している。

なお、認定者は2.7%の増加となり、保険料収納状況は特別徴収、普通徴収、滞納繰越保険料がそれぞれほぼ100%の収納率となっている。

⑥後期高齢者医療制度特別会計

前年度比で歳入は20,394千円の4.3%増額、歳出は20,785千円の4.4%増額で、増加要因は制度発足16年目で、75歳以上人口の増加傾向のためである。

3) 予算の執行状況

(1) 執行率

一般会計は歳入が94.5%、歳出が94.3%で、それぞれ前年度比の0.6%増と4.7%増であった。特別会計は歳入が96.6%、歳出が96.1%で、それぞれ前年度比の0.5%減と0.9%減であった。合計では歳入が95.3%、歳出は95.0%で、それぞれ前年度比の0.2%増と2.5%増であった。

【予算に対する執行率】

(単位:円・%)

区 分	令和5年度			前年度 執行率	執行率 の増減	
	予 算 額	決 算 額	執 行 率			
一般会計	歳入	8,974,272,000	8,479,747,697	94.5	93.9	0.6
	歳出	8,974,272,000	8,465,641,135	94.3	89.6	4.7
特別会計	歳入	5,330,955,000	5,152,366,691	96.6	97.1	△ 0.5
	歳出	5,330,955,000	5,122,605,545	96.1	97.0	△ 0.9
合 計	歳入	14,305,227,000	13,632,114,388	95.3	95.1	0.2
	歳出	14,305,227,000	13,588,246,680	95.0	92.5	2.5

(2) 収入未済額及び不納欠損額

収入未済額及び不納欠損額は、外部監査意見による是正により、一般会計及び特別会計ともに減少が見られる。

【収入未済額及び不納欠損額】

(単位:円・%)

会 計	区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	対前年度 増減率	
一般会計	町 税	収入未済額	15,003,518	15,658,379	18,396,953	△ 4.2
		不納欠損額	439,233	987,364	1,361,641	△ 55.5
	住 宅 使 用 料	収入未済額	50,437,795	50,299,595	61,784,295	0.3
		不納欠損額	0	11,092,400	0	△ 100.0
特別会計	国民健康保険	収入未済額	31,708,766	36,585,152	44,128,569	△ 13.3
		不納欠損額	24,400	1,511,900	1,147,571	△ 98.4
	介 護 保 険 (保険事業勘定)	収入未済額	△ 135,500	749,900	998,900	△ 118.1
		不納欠損額	265,700	394,100	600,709	△ 32.6
	後期高齢者 医 療 制 度	収入未済額	△ 613,200	628,800	153,429	△ 197.5
		不納欠損額	660,200	198,900	8,800	231.9
	下 水 道 事 業	収入未済額	65,587,630	9,095,990	8,728,230	621.1
		不納欠損額	0	0	779,260	0.0
合 計	収入未済額	161,989,009	113,017,816	134,190,376	43.3	
	不納欠損額	1,389,533	14,184,664	3,897,981	△ 90.2	

#### 4) 財政の構造

##### (1) 一般会計歳入の構成

(単位：千円・%)

予算現額	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
8,974,272	8,649,885	8,479,748	439	169,698	98.0

##### 【歳入款別決算一覧表】

(単位：千円・%)

款	令和5年度				令和4年度	
	決算額	構成比 (対歳入)	対前年度		決算額	構成比 (対歳入)
			増減額	増減率		
町税	1,955,176	23.1	△77,319	△ 3.8	2,032,495	26.3
地方譲与税	43,834	0.5	331	0.8	43,503	0.6
利子割交付金	1,132	0.0	△177	△ 13.5	1,309	0.0
配当割交付金	31,884	0.4	4,119	14.8	27,765	0.4
株式等譲渡所得割交付金	34,935	0.4	15,530	80.0	19,405	0.3
法人事業税交付金	14,482	0.2	△7,581	△ 34.4	22,063	0.3
地方消費税交付金	349,853	4.1	△9,916	△ 2.8	359,769	4.7
自動車取得税交付金	1,017	0.0	787	342.2	230	0.0
環境性能割交付金	7,446	0.1	1,196	19.1	6,250	0.1
地方特例交付金	13,598	0.2	326	2.5	13,272	0.2
地方交付税	2,620,908	30.9	85,632	3.4	2,535,276	32.8
交通安全対策特別交付金	1,876	0.0	△214	△ 10.2	2,090	0.0
分担金及び負担金	35,805	0.4	△1,624	△ 4.3	37,429	0.5
使用料及び手数料	118,781	1.4	△894	△ 0.7	119,675	1.5
国庫支出金	1,218,328	14.4	83,591	7.4	1,134,737	14.7
県支出金	445,521	5.3	8,643	2.0	436,878	5.6
財産収入	9,781	0.1	△8,362	△ 46.1	18,143	0.2
寄附金	33,162	0.4	3,898	13.3	29,264	0.4
繰入金	3,216	0.0	△567	△ 15.0	3,783	0.0
繰越金	357,026	4.2	△2,080	△ 0.6	359,106	4.6
諸収入	143,954	1.7	50,876	54.7	93,078	1.2
町債	1,038,033	12.2	596,821	135.3	441,212	5.7
合計	8,479,748	100	743,016	9.6	7,736,732	100

##### (2) 一般会計歳出の構成

(単位：千円)

予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)
8,974,272	8,465,641	170,619	338,012	94.3

## 【歳出款別決算一覧表】

(単位：千円・%)

款	令和5年度			令和4年度		
	決算額	不用額	構成比	決算額	不用額	構成比
議会費	91,181	5,706	1.1	96,183	2,931	1.3
総務費	1,306,790	108,521	15.4	1,580,715	57,822	21.4
民生費	2,440,810	56,125	28.8	2,444,164	113,776	33.1
衛生費	891,331	44,789	10.5	744,505	120,353	10.1
農林商工費	151,705	11,081	1.8	78,722	5,443	1.1
土木費	1,513,651	51,738	17.9	789,191	26,374	10.7
消防費	248,760	802	2.9	241,024	3,961	3.3
教育費	501,605	44,299	5.9	506,081	37,997	6.9
災害復旧費	0	0		0	0	
公債費	1,319,808	2,237	15.6	899,121	5,335	12.2
諸支出金	0	0		0	0	
予備費	0	12,714		0	0	
合計	8,465,641	338,012	100	7,379,706	383,132	100

不用額 338,012千円の発生は、予算の効率的執行や経費節約のほか、制度改正や事業見込に対して実績が下回る等、やむを得ない場合もあるが、多額の予算残は柔軟な予算編成の妨げにもなるため、予算編成での十分な精査とともに、適切かつ効率的な事業実施と進捗状況の把握、適時の減額補正で削減に努められたい。

## 【歳出性質別分類】

(単位：千円・%)

予算区分		令和5年度		令和4年度		対前年度増減率
		決算額	構成比	決算額	構成比	
消費的経費	人件費	1,588,530	18.8	1,592,228	21.6	△ 0.2
	物件費	962,244	11.4	1,032,589	14.0	△ 6.8
	維持補修費	17,734	0.2	15,310	0.2	15.8
	扶助費	1,253,555	14.8	1,108,777	15.0	13.1
	補助費等	1,174,240	13.9	985,268	13.4	19.2
	公債費	1,319,640	15.6	899,121	12.2	46.8
投資的経費	普通建設事業費	1,307,190	15.4	613,349	8.3	113.1
	災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0.0
その他	積立金	28,479	0.3	409,266	5.5	△ 93.0
	繰出金	814,029	9.6	723,799	9.8	12.5
	その他	0	0.0	0	0.0	0.0
歳出合計		8,465,641	100.0	7,379,707	100.0	14.7

【歳出節別分類】

歳出のうち委託料、負担金、補助金及び交付金を節別に分類した。なお、行政執行の上で必要と判断した費用は除外しているため、決算書等と相違がある。

(単位:千円)

節	令和5年度 決算	令和4年度 決算	令和3年度 決算	令和6年度 予算
委託料	207,037	208,057	124,240	245,850
負担金・補助金及び交付金	94,258	90,161	71,276	110,792
歳出合計	301,295	298,218	195,516	356,642

【委託料、負担金、補助金、交付金別分類】(別紙資料参照)

(単位:千円)

・委託料	令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算	令和6年度予算
	200,400	208,159	124,392	207,103
・負担金	令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算	令和6年度予算
	24,428	19,098	16,305	31,994
・交付金	令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算	令和6年度予算
	20,024	22,615	13,798	22,365
※出産子育て応援支援金が35～40%				
・補助金	令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算	令和6年度予算
	49,806	48,448	41,173	56,433

補助金等が交付された団体の収支報告書の一部に誤りが見受けられた。事業効果を十分に精査し、交付額が適正であるかを検討したうえで、交付条件にあった補助金の交付に努められたい。

5) 町債の償還状況

令和5年度一般会計の町債償還額は1,319,777千円(うち繰上償還 108,603千円)で、令和5年度末残高は11,672,677千円となり、前年度末残高の11,903,166千円と比較すると、一般会計の地方債残高は230,489千円減少している。

町民生活に係る公共施設及びインフラ整備など、必要な投資については、健全な財政運営を考慮し、起債と償還バランスを図りながら適切に執行されたい。

【町債の発行と償還・残高状況表】

(単位:千円)

会計名	令和5年度			令和4年度末 残高
	発行額	償還額	年度末残高	
一般会計	1,038,033	1,319,777	11,672,677	11,903,166
特別会計	132,300	374,693	3,520,220	3,719,448
合計	1,170,333	1,694,470	15,192,897	15,622,614

## 6) 財政の分析

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望要求に対応し得る弾力性をもつものでなければならない。本町の普通会計の主要財政比率の年度別推移は次表のとおりである。

### 【財政構造の推移】

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
① 財政力指数	0.47	0.47	0.51	0.53
② 経常収支比率	99.60	91.40	90.10	93.90
③ 実質公債費比率	14.80	12.80	15.70	18.40
④ 将来負担比率	140.80	161.80	164.90	199.00
⑤ 人件費構成比率	18.80	21.60	20.90	21.10

#### ①財政力指数

標準的な行政需要に自主財源でどの程度対応できるか示した指数で、「1」に近いほど自主財源の割合が高く財源に余裕がある。令和5年度は0.47で、前年度と同じであった。

#### ②経常収支比率(単位：%)

財政構造の弾力性を判断する指標で、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いと臨時的な財政需要に対して余裕が無いことになる。令和5年度は99.6%で前年度から8.2%の増加となった。

#### ③実質公債費比率(単位：%)

一般会計等が負担する元利償還金等の比率。令和5年度は14.8%で前年度から2.0%増加している。

#### ④将来負担比率(単位：%)

一般会計の借入金(地方債)や将来支払う可能性のある負担等の現時点での残高の指標で、令和5年度は140.8%となり前年度から21.0%減少している。

#### ⑤人件費構成比率(単位：%)

一般会計の歳出総額に対する人件費の割合。令和5年度は18.8%で前年度から2.8%減少している。

## 2. 財産の状況

決算の附属書類として提出された調書により、当年度における移動及び当年度末の現在高の状況は以下のとおりである。

### 1) 公有財産

#### (1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区分		令和5年度末現在	令和4年度末現在	増減量
土地	行政財産	963,582	938,763	24,819
	普通財産	68,519	68,519	0
合計		1,032,101	1,007,282	24,819

(単位：㎡)

区 分		令和5年度末現在	令和4年度末現在	増減量
建 物	行政財産	85,909	85,909	0
	普通財産	7,076	7,201	△125
合 計		92,985	93,110	△125

(2) 動産、物件、無形財産権

なし

(3) 有価証券

(単位：千円)

区 分	令和5年度末現在高	令和4年度末現在高	増減額
有 価 証 券	554	554	0

(4) 出資による権利

(単位：千円)

区 分	令和5年度末現在高	令和4年度末現在高	増減額
出資による権利	6,960	6,960	0

(5) 財産の信託の受益権

なし

2) 物品

前年度末現在高から、普通自動車等の車両が5台減、動力ポンプ積載車が1台増、その他機器が1基増となっている。

3) 債権

なし

3. 基金の状況

本年度中の各基金の増減は次表のとおりである。

【一般会計】

(単位：円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和4年度末 現在高	増減額
減 債 基 金	28,924,638	3,468,560	25,456,078
財 政 調 整 基 金	966,165,884	966,130,106	35,778
小中学校ボランティア推進基金	606,901	606,889	12
公 共 下 水 道 建 設 基 金	0	1,021,387	△ 1,021,387
水洗便所改造資金貸付基金	0	2,900,000	△ 2,900,000
公 共 施 設 整 備 基 金	818,201	818,226	△ 25
ふるさと創生基金	2,013,661	586,697	1,426,964
地 域 振 興 基 金	2,513,719	2,513,611	108
新型コロナウイルス感染症対策基金	10,437,644	12,272,412	△ 1,834,768
森 林 環 境 基 金	2,254,800	848,800	1,406,000
介護従事者処遇改善臨時特別交付基金	0	0	0
認 可 保 育 所 整 備 基 金	0	0	0
一 般 会 計 基 金 残 高 合 計	1,013,735,448	991,166,688	22,568,760

## 【特別会計】

(単位:円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和4年度末 現在高	増 減 額
国民健康保険財政調整基金	349,030,895	374,460,417	△ 25,429,522
介護給付費準備基金	167,604,853	228,316,385	△ 60,711,532
特別会計基金合計	516,635,748	602,776,802	△ 86,141,054

## 4. 審査の結び

## 1) 総括

高齢化社会の進展による医療・介護関連経費等の社会保障費の増加、公共施設の更新、長寿命化、防災対策等による経費の増大に加え、物価高騰の影響による経費の増加が予想される。本町財政については、昨日今日で現況になったのではなく、過去からの財政運営の結果であり、財政健全化が必要となった原因をしっかりと分析把握することが必要である。

我が国の財政状況は、新型コロナ禍を経て一段と悪化している。今後「金利ある世界」が現実となる中、116億円の長期債務を抱える本町では、災害対策に係る工事、公共施設の維持と統廃合、県との財政協定等の諸課題に対応のため、令和4年3月版「財政健全化計画」を見直し、行政改革とその期間を具体化した財政再生計画の作成が必須である。

今後の施策推進に当たっては、各財政指標に留意しながら新たな行政改革に基づき、引続き歳入の確保と歳出の削減に努め、健全な財政運営に尽力されたい。

## 2) 個別意見

## (1) 財政健全化のための取組み

本町財政は、現在のところ一定の改善の兆しが見えるような錯覚に陥っているが、実際は人口減少と少子高齢化の進展による税収の減少、公共施設の老朽化と耐震対策等による歳出の増加は免れず、財源不足の状況が増幅している。

そのような中、歳入では収納率向上や滞納整理等の徴税強化、歳出では投資的経費抑制、地方債の償還繰延と新規発行抑制等により、財政健全化の判断となる経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率は改善し、財政調整基金は増額となり一定の成果は見られる。しかし、奈良県と締結した「職員派遣に関する協定書」では、「令和4年度締結の推進に関する協定」にある経常収支比率の令和元年度比 △5ポイント以上改善に加え、実質公債費比率を各年度において18%を下回る率、将来負担比率の令和5年度の実施後の率から5%を減じた率以下の率、以上3項目の目標がある。その達成には遊休資産売却、人件費の削減、施設とその管理方法の見直し、経費削減、投資的経費抑制、地方債の繰上げ償還と発行抑制等の取組みが必要である。

今後、施設の更新、長寿命化、防災対策等による経費の増加と、物価高騰の影響による経常経費の増加も予想されるので、事業の必要性を検証するとともに、町民の理解が得られる財政健全化の取組みを重ね、安定的かつ効率的な財

政運営を図られたい。

【健全化目標】

健全化指標	令和7年見通し	令和6年見通し	令和5年実績	令和4年実績
経常収支比率	95.0	95.7	99.6	91.4
実質公債費比率	18%以下	18%以下	14.8	12.8
将来負担比率	149	154	140.8	161.8

(2) 財政調整基金 (単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
基金残高	966	966	558	108

(3) 滞納金

町民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料、町営住宅使用料において滞納金が発生している。

町民税と固定資産税は、未収対策を積極的に行い減少しているが、年々増加しているものもある。事情があると思うが公平な税制を考慮すると、早期に未収金の実態を把握、分析、管理を行い、法的措置を前提とした督促や延滞金請求等の効果的処理に努められたい。

(4) 補助金、交付金、負担金

財政健全化への取組みの重点事項として、令和5年度定期・行政監査で見直し意見を付しているが、令和3年度から令和5年度の対比資料によると見直しは見られない。多年に渡り実施しているものや、活動及び活用実績が低調またはニーズが低いものについては、再度見直しに努められたい。

①補助金及び交付金（以下、「補助金」という。）

補助金の支出は、地方自治体が独自に制定した条例や規則等を根拠に支出するが、そのような条例や規則等がない場合には、地方自治法第232条の2を根拠として支出することになる。法令で規定される要件は「公益上必要がある場合」のみであり、支出対象者については特に規定されておらず、補助金支出には地方公共団体の裁量が認められており、著しい不公正や法令そのものに違反しているような場合でなければ違法にならない。

地方公共団体には「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「補助金適正化法」という。）が適用されないが、地方公共団体が任意で補助金適正化法と同様の趣旨の条例や規則等を制定し、補助金について定期的に検証と見直しを行い、補助金の「拡充」、「縮小」、「廃止」に適切な措置を講じている。

ア「団体に対する補助金等に係る予算の執行適正化に関する規則」の見直し

補助金適正化ガイドラインを策定し、対象外支出（「人件費」、「食料費」、「慶弔費」、「懇親会費」等）を防止する。

(例) 研修会や研究会等の飲食、宿泊は対象外。

## イ 補助金の申請と管理

事業効果、決算等を十分精査し、交付額が適正か毎年度審査の上、交付条件に合った補助金を交付する。交付団体による事業効果の精査及び決算審査に、一部適切に出来ているとは判断できない事例があった。補助金の必要性の検証、それに係る規則の見直し等を行い、町民の理解が得られるよう適正かつ透明性を図るとともに、公益性の確保に努められたい。

### ②負担金

負担金は地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り、団体等に支出されると規定されている。しかし負担金の長期化による既得権化と支出団体への過度の依存で、費用対効果が問題となっている。令和5年10月の定期監査では、すべての負担金について効果や必要性を検証した上で見直しを求めたが、一部で見直しが見られたものの、全体として見直された様には見受けられない。負担金の支出にあたっては、支出する事に義務や責任と利益があるかを見極め、その必要性等の見直しする事を求める。

## (5) 外部委託

委託業務が増加の傾向であり、一部の事業では毎年その関連する業務も含めて、随意契約が行われている。同一業者との契約は、業務の基本データがその業者にあること、毎年受託して業務に習熟している事が理由と認められるが、

①委託業務の成果物(各種資料、図面、作業内容等)は、発注者である町に帰属することから、その成果物を利用する事で、他の業者の参入も容易となる。

②同一業者との随意契約は、競争入札を経していないため、業者側の要求を呑まざるを得ない状況になり、適切な価格での契約や業務執行が担保されない。

③委託を行う場合、その業者でなければ実施できない業務であり、職員での実施が難しい場合、または効率的、効果的に業務が実施されると思われる事。

以上により、第一に業者委託を行わなければならない業務であるのか、第二に町に帰属する成果物を基に競争入札を行うべきではないかを考慮し、同一業者への委託となっても、契約金額等について積極的な折衝を行う事を要望する。

また、委託業務の内容を把握し、執行状況を確認する必要上、作業時には立会いする事を要望するとともに、委託料の請求は、作業内容に応じてその月末に行うよう指導の徹底を求める。

## (6) 施設の必要性の見直し

町が有する施設については、長寿命化や耐震対策等の課題を踏まえながら、計画的かつ効果的な維持管理と整備が図られることを要望する。また、未利用の土地についても同様の措置を行う事を要望する。